

## (仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境影響評価方法書に対する知事意見

### 第1 総括事項

対象事業実施区域周辺には多くの住居が存在しており、既設も含め複数の風力発電計画が存在し、本事業の実施に伴う騒音及び超低周波音並びに風車の影等による生活環境への影響が懸念される。

同区域及びその周辺においては、本県レッドデータブックに掲載されている希少な動植物が多数生息・生育している可能性があるとともに、猛禽類等の希少鳥類の主要な渡りのルートに含まれる可能性もあること等から、本事業の実施による動植物に対する影響も懸念される。

以上の諸課題を十分認識した上で、以下の個別事項を適切に講じること。

### 第2 個別事項

#### 1 地元との相互理解及び情報公開

- (1) 引き続きホームページ等による積極的なデータ開示を行うとともに、客観性のあるデータを用いて分かりやすく丁寧な説明を行い、地域住民との相互理解の醸成に努めること。また、地元自治体や地域住民、地域づくり団体等からの意見や要望、苦情等に対しては誠意を持って対応し、これら意見等を事業計画に十分に反映させること。

なお、伊方町長からも、地域住民等に丁寧な説明を行い、理解を得られるよう十分な配慮を求める意見が提出されていることから、誠実かつ確実に対応すること。

- (2) 環境影響評価図書については、地域住民との円滑な情報交流の拡充を図るため、縦覧期間が終了した後も自社ホームページ、又は「環境影響図書の公開について」（平成30年3月30日付け環政評発第1803305号）に基づき環境省のホームページで引き続き継続的に公開すること。

なお、公開に当たっては、無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう配慮するとともに、各種OSやブラウザでの動作確認を十分に行い、より一層の利用者の利便性の向上を図ること。

- (3) 本案件については、建替え事業であることから、既設風力発電所の設置前の状況又は設置後の現状の状況といったベースラインと比較して評価を行うなど、地域住民の理解の促進を目指し、今後の手続きにおいて、できる限り分かり易い記載に努めること。

#### 2 騒音及び超低周波音

- (1) 発電機の基数及び単機出力並びに配置によっては、施設稼働に伴う騒音・超低周波音による周辺住居等への影響が異なる可能性があり、また、複数の発電機の稼働による複合影響も懸念されることから、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、これらの影響を確実に回避又は十分低減できる発電機の選定や配置を検討すること。

また、対象事業実施区域周辺では複数の風力発電所が稼働していることから、これらとの複合影響についても、適切に調査、予測及び評価を行い、これらの影響について回避又は低減できる発電機の選定や配置を検討すること。

- (2) 調査、予測及び評価は、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月、環境省)等に基づき実施することとしているが、環境影響評価手続中に国内外を問わず新たな手法等が確立された場合は、専門家の助言も得て、最新の知見に基づき調査、予測及び評価を実施すること。

### 3 水環境

計画地の下流域には取水地点が存在しており、工事の実施に伴う濁水の影響が懸念される。適切に調査、予測及び評価を行い、確実にこれらの影響を回避すること。

### 4 地形及び地質

対象事業実施区域周辺には多数の住居が存在しているとともに、複数の取水地点や水道施設が立地している。発電機の建設や搬入道路の拡幅等により土地改変が行われた場合、みずみちの変化や森林機能の低下による土砂流出や濁水の発生等による生活環境や動植物等への影響が強く懸念される。また、平成 30 年 7 月豪雨による災害発生の状況や今後発生が見込まれる南海トラフ地震等も踏まえ、佐田岬半島の地形・地質の状況を勘案の上、土砂流出防止等、防災面からも適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を準備書に記載すること。

### 5 風車の影

対象事業実施区域周辺には多数の住居等が存在し、風車の影については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず、人により気になることがあるので、発電機の配置等の検討に当たっては、風車の影の影響を確実に回避又は十分低減できるよう配慮し、その結果を準備書に記載すること。

### 6 動植物

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は猛禽類及び希少鳥類等の渡りのルートに含まれる可能性があるため、専門家の意見を聴取して、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえた発電機の機種選定及び配置を検討すること。
- (2) 同区域及びその周辺には、本県レッドデータブックに掲載されている希少な動植物が多数生息・生育している可能性があることから、発電機や工事用道路等の配置の検討に当たっては、専門家の意見を聴取して、土地改変等による動植物への影響を適切に調査、予測及び評価を行い、確実に回避又は十分低減すること。
- (3) 専門家からの意見において、「建て替え事業ではあるが、稼働中の風力発電機の建設前に植物の現地調査が行われていないことから、本事業においてははっきりと現地調査を実施していただきたい。」との意見が出ていることを踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、希少種が確認された場合の環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避を検討し、回避が難しい場合は、対象事業実施区域の見直し等必要に応じて、検討すること。

## 7 景観

- (1) 不特定かつ多数の利用がある地点及び住宅等の存在する地区を主要な眺望点として、調査地点に選定しているが、発電機の配置によっては、付近住民に対して圧迫感を与えるおそれがあることから、直近の住宅又はその周辺を調査地点に追加すること。
- (2) 対象事業実施区域周辺は、佐田岬半島宇和海県立自然公園に隣接していることから、調査、予測及び評価に当たっては、地元自治体、地域住民及び地域づくり団体等の意見を十分に反映し、必要に応じて調査地点を追加する等適切に調査、予測及び評価すること。

## 8 人と自然との触れ合いの活動の場

伊方町は、「風車のまち」として、風車を「町を語るシンボルづくり」や「観光資源」等として、位置付けていることから、対象事業実施区域の周辺に存在する人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、地元自治体や地域住民、地域づくり団体等に対して、丁寧な説明を行い、十分な理解を得ること。

## 9 廃棄物等

- (1) 新たな風力発電設備等の設置工事により発生する廃棄物  
新たな風力発電設備等の設置工事により発生する廃棄物については、工事計画を十分に整理することにより、種類及び発生量を適切に予測し、可能な限り発生量の削減に努めるとともに、適切に処理すること。
- (2) 既設の風力発電設備等の撤去工事により発生する廃棄物  
既設の風力発電設備等の撤去工事により発生する廃棄物については、工事計画を十分に整理することにより、種類及び発生量を適切に予測し、排出の抑制、再使用及びリサイクルを徹底すること。
- (3) 残土  
残土については、工事計画を十分に整理することにより、工事に伴い発生する土量を適切に予測し、可能な限り発生量の削減に努めるとともに、適切に処理すること。

## 10 文化財

対象事業実施区域は、国・県指定の文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、当該地域では、旧石器時代の遺跡等が発見される可能性が極めて高いので、十分に注意し、事業実施中に新たに遺構や遺物を発見した場合は、伊方町教育委員会等と協議し、適切に対応すること。

## 11 その他

- (1) 風力発電機の基数及び設置位置等具体的な事項が確定されていないため、環境影響評価に係る議論が深められないことから、早急に決定し、必ず準備書において明らかにすること。

また、環境影響評価を行う過程において、項目、地点及び手法等に係る事項に新たな事情が生じた場合は必要な検討を行うとともに、必要に応じて追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

- (2) 発電機が大型化するとともに、対象事業実施区域及びその周辺は脆弱な地盤であることを踏まえ、近年頻発する大規模災害や今後発生が見込まれる南海トラフ地震等に十分対応できる工事計画とし、具体的な工法等を準備書に記載すること。
- (3) 既設の風力発電設備等の撤去工事については、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて、環境保全措置の検討を行うこと。
- (4) 当該事業は、既設設備の建替え事業であることから、できる限り既設道路等の設備を活用するなどにより、土地改変等による環境影響を最小化するよう配慮すること。